

別記第41号様式（第45条の7関係）

麻薬向精神薬原料の疑わしい取引届

業務届出年月日		年 月 日	
営業者の種類			
麻薬等原料営業所	所在地		
	名称		
注文のあった 麻薬向精神薬原料	品 名	数	量
注文のあった年月日		年 月 日	
麻薬又は向精神薬の不正な製造に関する疑いがあると認められる理由			
上記のとおり、疑わしい取引を届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
氏 名			印
大阪府知事 殿			

1. 留意事項

- (1) 届出期限：事由が生じた日から速やかに届け出ること。
- (2) 特定麻薬等原料卸小売業者は、取り扱う麻薬向精神薬原料が麻薬又は向精神薬の不正な製造に関連する疑いがあると考えられる場合には、速やかに届け出ること。
- (3) 届出が必要な疑わしい取引にあたる可能性がある例は次のとおりです。
 - 1) 注文主の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称若しくは所在地）又は事業内容等が虚偽であると思料される場合
 - ・ 事業経歴の情報が全くないか又はほとんどない顧客
 - ・ 会社の住所、電話番号について曖昧な顧客
 - ・ 偽りの又は疑わしい住所、電話番号、照会先を申し出る顧客
 - ・ 私書箱あるいは発注者や顧客の住所以外の宛先への配送を求める顧客
 - ・ 信用照会先を言わないか又は曖昧にする顧客
 - ・ 信用勘定の開設や購入注文通知の提出を拒む顧客
 - 2) 注文者の入手目的が当該注文者の事業内容と一致しないと見られる場合
 - ・ 購入目的について曖昧な顧客
 - ・ 通常の産業活動からみて異例の量や組み合わせの化学物質を購入しようとする顧客
 - ・ 事業内容との結びつきが考えられない使用目的で購入しようとする顧客
 - ・ 質問に対する答えが曖昧で事業の基本知識に欠ける顧客
 - 3) 支払方法又は運搬方法等が通常取引慣行に反すると見られる場合
 - ・ 市場の実勢を上回る有利な条件を提示したり、最終仕向地や注文内容について過度の秘密保持を要求する顧客
 - ・ 現金払いで、大量の化学物質を自ら持ち帰ろうとする顧客
 - ・ 高額な取引であるにもかかわらず、銀行小切手、郵便為替での支払いを求める顧客
 - ・ 通常でない輸送手段、経路を求めたり、通常でない輸送、表示、荷造りを要求する顧客
 - 4) その他麻薬等原料業者がその取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲り渡しに麻薬及び向精神薬取締法第 12 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は第 50 条の 15 第 1 項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合
 - ・ 顧客が麻薬や向精神薬の不正な製造に関連している疑いがあるとの情報に接した場合

2. 記載上の注意

- (1) 「業務届出年月日」欄は特定麻薬等原料卸小売業者業務届を提出した年月日を記載す

ること。

- (2) 「営業者の種類」欄には、「特定麻薬等原料卸小売業者」と記載すること。
- (3) 「注文のあった麻薬向精神薬原料品名」欄には、品名及び含有量（又は容量）を記載し、同じ品名であっても含有量が異なれば別品目として記載すること。
また、倍散・倍液・配合酸については原末に換算することなく配合内容を明記し、それぞれ別品目として記載すること。
- (4) 「麻薬又は向精神薬の不正な製造に関する疑いがあると認められる理由」欄には、上記「届出が必要な疑わしい取引にあたる可能性がある例」を参考に、具体的かつ詳細に記載し、この欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- (5) 「住所・氏名」欄には、申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載し代表者印を押印すること。

なお、申請者が法人又は団体で施設の長名で届け出る場合は、その施設の所在地、名称、施設の長の役職及び氏名を記載し、施設の長又はこれに準ずるものを押印すること。

3. 提出部数

麻薬等原料営業所が大阪市、堺市、東大阪市にある場合は 1 部を大阪府健康医療部薬務課へ、その他の場合は 1 部をその地域を所管する大阪府保健所生活衛生室薬事課（茨木保健所、四條畷保健所内茨木保健所薬事課分室、藤井寺保健所、泉佐野保健所）へ提出すること。